

令和 8 年 3 月 2 5 日  
西棟 8 階第 9 会議室  
午 前 1 0 時 ~

令和 7 年度 第 2 回 杉並区地域福祉施策推進懇談会 次 第

1 開会

2 懇談会の運営について

3 議題

(1) 地域福祉施策に係る取組状況及び今後の取組方針について <資料 1・2>

(2) 困難な問題を抱える女性への支援について <資料 3>

(3) 包括的な支援体制の構築に向けた取組の状況について <資料 4>

4 その他

5 閉会

---

【配布資料】

資料 1 令和 7 年度 地域福祉施策に関する取組状況について

資料 2 令和 8 年度 地域福祉施策に関する主な取組について

資料 3 若年女性支援の現状と構造について

資料 4 包括的な支援体制の構築に向けた取組の状況について (令和 7 年度分)

参考資料 包括的な支援体制の構築に向けた取組 (パンフレット)

参考資料 杉並区地域福祉施策推進懇談会運営要綱

参考資料 杉並区地域福祉施策推進懇談会委員名簿

## 令和7年度 地域福祉施策に関する取組状況について

## 1 ひきこもり支援

## (1) 相談窓口「ゆるりと杉並」(令和7年8月～)

ひきこもり当事者が社会的孤立や経済的困窮に陥ることのないよう、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるような支援を行う、ひきこもり専門の相談窓口を開設しました。

〈令和7年度実績(令和7年8月～8年1月)〉

## ①相談媒体と相談延べ件数

相談媒体	延べ件数
電話相談	256
メール相談	42
SNS等オンライン相談(LINE相談)	75
来所相談	32
訪問による相談	0
その他(オンライン相談)	3
計	408

## ②年代別・性別の実人数(当事者)

年代	性別			実人数
	男	女	不明	
10代	7	3		10
20代	9	11	2	22
30代	4	6		10
40代	6	8		14
50代以上	11	10	1	22
年齢不明	6	5	6	17
計	43	43	9	95

## (2) TOKYO 広域連携事業への参画(ひきこもり UX 女子会の杉並区での開催)

令和8年1月23日(金)、セシオン杉並にて開催し、56名の方にご参加いただきました。杉並区外からの参加も多く、幅広い年代の方が来場されました。

当日は、ひきこもり経験者による体験談の共有や、当事者・経験者のみで行うグループトークに加え、ひきこもり状態にある家族を持つ方や支援に携わる方など、立場や性別を問わず交流できる「つながる待合室」も実施しました。

参加者からは、「当事者ならではの話を安心してできたのが良かった。背景や状況が異なっても共通する部分が多く、安心してさらけ出すことができ、エネルギーになった」といった声が寄せられ、交流の場の重要性が改めて示されました。

## 2 女性の心と体の健康LINE相談

令和3年度から実施している不妊相談に加えて、あらゆる年代に対して、女性のライフステージ毎の健康づくりや月経、PMS(月経前症候群)、思春期、周産期、婦人科疾患、更年期、緊急避妊等の悩みに関して、専門家に相談できるよう、相談内容の範囲を拡充するとともに、オンライン相談の無料回数を3回から無制限に変更し、相談窓口の充実を図りました。

○LINE登録者数(令和8年1月31日現在)	385名
○相談延べ件数	妊活LINEサポート事業 265件
	まるっとヘルスケア事業 317件
	すぎなみ妊娠SOS 3件

## 〈年齢別LINE登録者数〉

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	非公表	合計
登録人数	3	69	191	54	17	5	1	45	385
割合	0.8%	17.9%	49.6%	14.0%	4.4%	1.3%	0.3%	11.7%	-

〈種別ごとの相談件数（令和7年4月～8年1月）〉

①妊活LINEサポート事業

相談種別	延べ相談数	割合
治療内容・費用・制度	56件	21.1%
夫婦間のこと	1件	0.4%
病院選び	35件	13.2%
受診の必要性・時期	12件	4.5%
治療段階による利点等	10件	3.8%
健康習慣	22件	8.3%
年齢と妊娠率の関係	59件	22.3%
治療・不妊のストレス	39件	14.7%
その他	31件	11.7%
計	265件	-

②まるっとヘルスケア事業

相談種別	延べ相談数	割合
一般的な健康相談	90件	28.4%
月経	14件	4.4%
PMS	5件	1.6%
婦人科疾患	12件	3.8%
メンタルヘルス	121件	38.1%
思春期	0件	0.0%
周産期	10件	3.2%
更年期	6件	1.9%
育児	10件	3.2%
仕事との両立	23件	7.2%
その他	26件	8.2%
計	317件	-

※①②とも、相談種別の分類は相談員による判別。

3 福祉事務所における女性相談支援体制の強化

困難な問題を抱える女性からの相談対応件数（令和7年4月～令和8年1月）

延べ1,950件（東京都福祉局統計による）

（1）杉並区の実態の把握と課題の整理等

○相談支援において把握した支援団体・関係機関、宿泊所、医療機関などの社会資源に関する情報をデータベース化し、三福祉事務所で更新しながら活用しています。

（2）早期の把握、寄り添った相談から被害回復支援の提供

○相談支援体制の強化に向けて、新たに民間団体との外国人等への同行支援協定や、弁護士事務所とのアドバイザー協定を締結しました。

- ・外国人女性との面接対応のため、協定先団体へ通訳支援を1件依頼。
- ・相談者への情報提供や助言のため、協定先弁護士事務所へアドバイザーを2件依頼。

（3）多様な主体との支援体制整備と早期の把握

○支援調整会議の実施（令和7年4月～令和8年1月）

43件（内訳：代表者会議1件、実務者会議15件、個別ケース検討会議27件）

○施設入所者については、本人参画の上で、目標や意向などを確認しながら支援の検討を行いました。

○女性支援団体等へアンケートを実施し、団体施設の見学と意見交換会を行いました。

#### 4 生理用ナプキンの無料配布（試行）

ジェンダーギャップ解消、女性の健康支援を目的として、令和6年度から区役所本庁舎及び地域区民センターで試行実施している生理用ナプキンの無料配布について、地域区民センターでの配布箇所を3所から6所に拡充するとともに、効果検証を行いました。

〈利用枚数（令和7年4月～令和8年1月）〉

配布施設	利用枚数
区役所本庁舎	3,687枚
地域区民センター（6所）	19,297枚
合計	22,984枚

#### 5 ジェンダー平等に関する審議会が区長に答申を提出（9月）

区が目指すべき未来像、今後の課題、未来像を実現するための方策が示されました。

##### 〈答申のポイント〉

##### 1 目指すべき未来像

全ての人が性別や性的指向、性自認にかかわらず尊厳を守られ、平等に権利を有し、あらゆる分野・レベルの取組に平等に参画し意思決定に関与する機会を保障され、政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受できるとともに、責任を分かち合う社会。

##### 2 今後の課題

32の個別の課題を「人権の尊重」「教育」「働き方・エンパワーメント」「地域」「複合的な困難」「健康」「取組の基盤」に整理するとともに、「固定的な性別役割分担意識」「性の多様性についての理解不足や偏見・差別」を全てに通ずる課題としました。

##### 3 未来像を実現するための方策

「ジェンダー視点の主流化」と条例の制定など区の取組体制の整備について提言。

## 令和8年度 地域福祉施策に関する主な取組について（区政経営計画書より抜粋）

## 1 杉並区地域福祉推進計画の取組

**施策1 地域における支え合い・助け合いの取組の充実****●地域支え合いの仕組みづくりの推進**

地域福祉コーディネーターを、西荻・荻窪・高円寺地域に加え、新たに阿佐谷地域に配置し、出張福祉なんでも相談会などのアウトリーチ等により分野を問わない相談を受け止め、地域活動や関係機関につながるとともに、住民と一緒に地域が抱える課題に取り組むなど、住民主体の地域づくりに向けた支援を行う「地域支え合いの仕組みづくり」を推進します。

**●災害時における地域の支え合いの推進****・福祉救護所等の充実**

震災救護所での生活が困難な方のための第二次救護所の備蓄品整備に加え、専門的なケアや介護を必要とする高齢者や障害者のための福祉救護所の整備を進めていきます。令和8年度には新たに3所（累計50所）の民間施設を福祉救護所に指定します。

**・母子救護所の開設 **新規****

授乳や乳児の夜泣きなどで震災救護所での避難生活を継続することが困難な妊産婦・乳児への支援体制を整備するため、第二次救護所の中に母子救護所機能を持たせます。妊産婦・乳児向けの備蓄品を整備するとともに、東京都助産師会と災害時における母子支援活動協定を締結し、支援体制の強化を図ります。

**・医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実**

災害時透析医療救護体制について、人工透析患者等に周知するとともに、区内透析医療機関間での通信訓練等をはじめとした実践的な取組を通してより実行性のあるものにします。

また、災害関連死を防ぐために、発災直後から、震災救護所・在宅・福祉施設等で避難する災害時要配慮者等に対して、杉並区医師会をはじめ関係機関や庁内関係部署と、区内の災害時要配慮者医療提供体制について検討していきます。

**施策2 自立し安心して暮らし続けられる支援の推進****●高齢者総合相談窓口・ケア24の充実 **新規** **拡充****

令和8年4月から、ケア24（20所）の開所時間を変更（平日・土曜日共9時～17時）し、日中に相談しやすい環境を整えます。また、ケア24において、希望する高齢者に見守りキーホルダー※を配布する事業を新たに実施し、外出時の安全・安心につなげます。

※ケア24に住所・氏名・緊急連絡先などを登録し、登録番号が記載されたキーホルダーを身につけて外出することで、他者による緊急連絡や救急搬送時の個人情報提供が可能

**●移動支援事業の充実**

障害のある方が、希望する時に希望する場所へより行きやすくするため、移動支援事業について、肢体不自由児者の対象要件、通所送迎における通所期間の制限、介護者の就労等に関する要件を見直します。あわせて、ガイドヘルパーの人数の確保を図るため、サービス単価を見直し、障害児通所支援事業者や就労継続支援B型事業所等が移動支援事業者として登録するための契約要件を見直します。さらに、ガイドヘルパーの質を確保するため、移動支援事業の契約事業所を対象とした連絡会の開催などを行います。

### 施策3 地域福祉の基盤整備

#### ●放課後等居場所事業の全校実施に向けた段階的な拡充

現在20の小学校で実施している放課後等居場所事業について、令和8年度から新たに9校（西田小学校、桃井第四小学校、四宮小学校、高井戸第四小学校、松庵小学校、富士見丘小学校、和田小学校、八成小学校、三谷小学校）で開始します。このほか、令和9年度に10校で開始できるよう準備を進めるとともに、諸室の利用拡大やおやつ提供も実施できるよう、教育委員会事務局と連携・調整しながら、準備を進めます。

#### 〈人材の育成・支援〉

#### ●障害福祉サービスなど従事者養成研修棟受講料助成

障害福祉サービス事業所等において無資格者が資格を取って働けるよう、令和8年度から受講料助成の対象に知的障害者移動支援従事者養成研修や強度行動障害支援者養成研修など8研修を加え、12研修に拡大します。

#### ●訪問系障害福祉サービス事業所人材確保支援

未経験者等を雇用し、正規採用に至るまでの人件費等を助成する訪問系障害福祉サービス事業所人材確保支援事業の対象に、都の補助対象に区独自に移動支援サービス等を加え、すべての訪問系障害福祉サービス事業所への支援ができるよう拡充します。

#### ●介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る補助の実施 新規

東京都の居住支援特別手当事業で加算対象外となっている者に対して1人当たり月額1万円及び社会保険料相当分を区独自に補助し、介護人材の確保・定着を支援します。

#### ●介護人材採用活動経費補助 新規

介護事業者が行う介護人材の採用活動に係る経費（求人情報誌・求人情報サイト掲載費、求人動画・採用パンフレット制作費など）について、1事業所当たり20万円（上限）を区独自に補助し、介護事業者の人材確保を支援します。

#### ●非常勤職員健康診断等助成の充実

1事業所当たり7万5千円を上限とする助成について、対象とするサービス種別（訪問介護など9種別）を12種別（介護老人福祉施設など3種別を追加）にするとともに、従来は介護職のみであった対象職種を全非常勤職員に拡大し、夜間サービスを提供している介護事業所の人材確保・定着を支援します。

#### ●保育施設に対する巡回指導・巡回訪問等

心理専門職や区立保育園の園長経験者等が保育施設を定期的に訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や個別の相談に応じるなど、継続した支援を行います。なお、令和8年11月からは、区立児童相談所設置に伴う事務移管により、認可外保育施設を、巡回指導等の対象に加え、実施します。また、中核園事業の実施体制の強化に向けて私立保育施設等の意見を踏まえ、取組の方向性や具体的な運用方法等を検討し、準備を進めます。

#### ●「共生社会しかけ隊」による合理的配慮の推進

区で作成した合理的配慮の提供に関するガイドブックを活用した講座等を区民や民間事業者に実施します。また、障害のある人や支援者が、地域で関わる施設に出向き、その施設の職員と一緒に話し合い、困りごとや何をどうしてよいかわからないことを共に工夫して解決する取組を実施します。さらに、その解決策をヒント集としてまとめたリーフレットを作成し広く区民等に周知していきます。

## 2 その他関連する取組

### ●区立児童相談所の開設等（令和8年11月） 新規

#### ・虐待対応の体制の充実

保育所等の職員による児童の虐待について通報等を受け、虐待の事実確認や当該施設に対する指導等の措置などを行うに当たり、学識経験者などの助言等を踏まえ、適切な対応を図ります。

#### ・児童養護施設等に関する指導・検査等

児童福祉法等の関係法令等に基づき、児童養護施設等に対して必要な指導や検査等を実施します。実施に当たっては、東京都が使用しているシステムを区に導入し、業務の効率化を図ります。

#### ・社会的養護自立支援拠点事業の実施

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで社会的養護につながらなかった要支援・要保護児童など、支援が必要な若者を対象に、相互交流や必要な情報の提供、相談・助言、支援に関連する関係機関との連絡調整等を実施し、地域で安定した生活を送れるよう支援していきます。

#### ・包括的な里親養育支援（フォスタリング業務）の実施

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を実施します。

### ●女性の健康相談の充実

女性がライフステージに応じて健康づくりや月経、PMS（月経前症候群）、思春期、周産期、婦人科疾患、更年期、緊急避妊等の悩みに関して気軽に相談できるLINEアプリ等を活用した相談対応を実施するとともに、初回相談の回答を24時間以内に行えるよう、機能の充実を図ります。

### ●生理用ナプキンの無料配布施設の拡大

ジェンダーギャップの解消や女性の健康支援を目的に実施している生理用ナプキンの無料配布について、令和7年度の試行実施の結果等を踏まえ、無料配布を区役所本庁舎、地域区民センターに加え、コミュニティふらっと（永福、高円寺南）、保健センター、男女平等推進センター・児童青少年センターにおいて実施します。

### ●杉並区ジェンダー平等に関する審議会答申を踏まえた取組の検討・実施

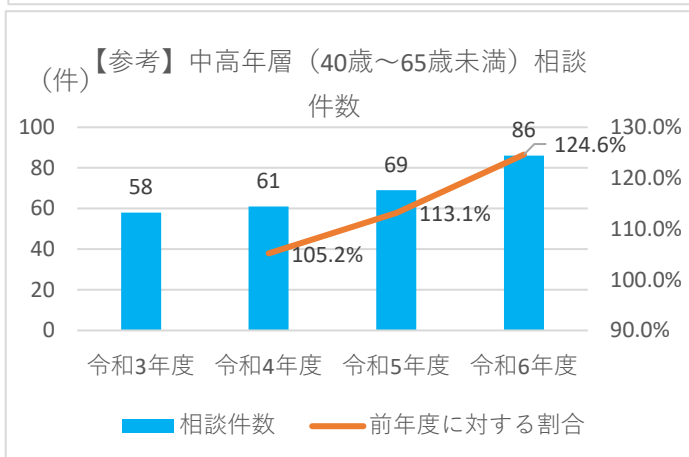
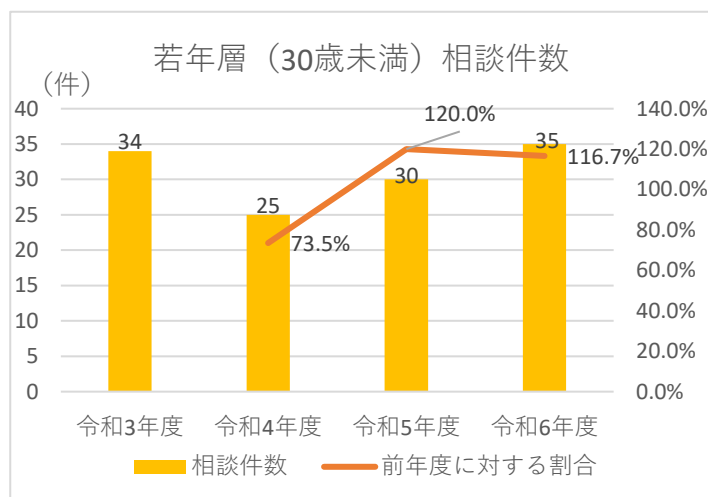
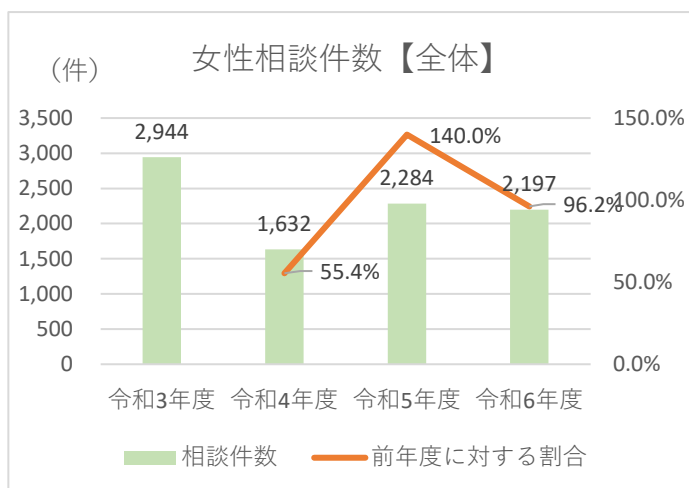
「杉並区ジェンダー平等に関する審議会」答申を踏まえて「ジェンダー平等推進本部」を設置し、ジェンダー視点の主流化の推進や答申内容の具体化に向けた方向性の検討など、区におけるジェンダー平等の課題を全庁的に捉え、組織横断的に進めます。

また、ジェンダー平等に関する講座やイベント、研修等を通じて、区民や職員の意識啓発を図ります。

令和8年3月25日  
杉並福祉事務所

## 若年女性支援の現状と構造について

### 1 相談件数の推移



#### 【傾向】

- 全体件数は横ばい
- 若年層は増加
- 近年は相談者 20 代が中心
- 今年度、10 代の相談が顕在化

### 2 若年女性の困難の構造

- ① 幼少期の逆境体験  
(虐待・家庭不和・貧困)
- ↓
- ② 自己肯定感の低下  
安全な関係性の未形成
- ↓
- ③ 不安定な対人関係  
(DV・性被害・搾取)
- ↓
- ④ 住居不安定・経済困窮
- ↓
- ⑤ 精神的不調・孤立



#### 〈支援の介入〉

- ・一時保護
- ・住居確保
- ・法的支援
- ・医療
- ・母子支援
- ・就労支援
- ・地域の居場所

### 3 支援の特徴

福祉事務所では急性期対応を担いますが、法的支援、医療、母子支援、就労支援など、多機関連携が不可欠です。福祉事務所単独では完結しません。

- 急性期対応（保護・住居確保）
  - 法的支援（弁護士・債務整理）
  - 医療・精神支援
  - 母子支援
  - 就労支援
  - 民間団体との連携
- ➔ 福祉事務所単独では完結しない支援

### 4 制度的背景

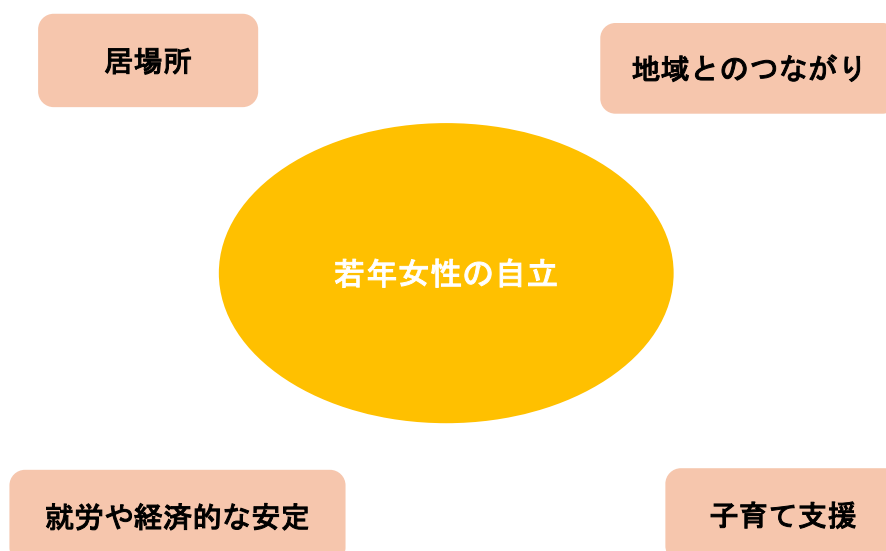
令和6年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、本人の意思を尊重し、地域での生活再建までを視野に入れた支援が求められています。

#### 困難女性支援法の基本理念

- 本人の意思尊重
- 包括的・継続的支援
- 地域生活への移行支援
- 支援調整会議の設置

### 5 地域福祉との接続

若年女性の自立には、居場所や経済的な安定、子育て支援、そして、地域とのつながりが不可欠です。



## 包括的な支援体制の構築に向けた取組の状況について（令和7年度分）

## 1 実施した取組

## (1) 区職員を対象とした重層的支援体制整備事業に関する説明会（8年度以降も継続予定）

- 開催日：令和7年9月24、29、30日      ●参加人数：55名
- 相談対応スキルの向上を目的に作成した、制度やサービスを検索できるツールを周知した。

## (2) 相談支援機関との調整や支援方針の共有（2月末時点）

- 相談支援機関からの相談件数：374件      ●支援会議の開催回数：111回
- 相談内容（単位：件） ※疑い含む

精神障害※	221	認知症	68	病気・けが	58	在宅介護（生活）が困難	51
経済的困窮（借金含む）	43	家族関係（不仲・家庭内暴力）	39	ゴミ屋敷・不衛生	31	就労不安定・無職	28
自殺企図	24	住まい不安定	24	知的障害※	23	近隣とのトラブル	20
身体障害※	14	ひきこもり・孤立・ニート	14	セルフネグレクト※	13	依存症	9
虐待※	9	ダブルケア	4	養育困難・非行・不登校	4	ヤングケアラー	2

## (3) 杉並区重層的支援会議による検討

重層的支援会議内に2つのプロジェクトチームを設置し、以下のとおり活動を実施した。

## ア 相談支援プロジェクトチーム

切れ目のない支援体制を目指し、年齢により制度の対象から外れてしまう、18歳から65歳未満の方の相談支援について検討した。

## 【検討結果】

- ①区役所の会議室などとは異なるカフェのような空間や、誰でも立ち寄って良い場所が必要では。また、一緒に活動してくれる人材（民生委員や地域住民等）がいて、関係性が持てるようになると相談につながりやすいのでは。
- ②LINEやAIチャットによる相談など、多様な相談方法を選択できると相談しやすいのでは。

## 【8年度以降の活動（予定）】

多様な相談方法や居心地の良い相談の場づくりなど、利用しやすい環境の工夫について更に検討する。

## イ 地域づくりプロジェクトチーム

面的な（分野を超えた連携による）地域づくりの必要性への理解促進のために、地域福祉コーディネーターの活動事例の共有等を実施した。また、令和7年12月25日に開催した区職員及び委託等事業者交流会（60名参加）におけるグループワークにて、「面的対応による地域づくりを目指して、できそうなこと・できること」を検討し、菱沼先生より講評を頂いた。

## 【主な検討結果・講評内容】

- ①地域づくりの担い手が分野を超えてお互いを知ることから始めるとよい。同じエリアの施設見学会は実施できそう。
- ②情報の共有で終わってしまうのではなく、話し合っ活動を生み出していくとよい。
- ③区民がどのような居場所を求めているかニーズ把握が必要（居場所に出向けない人もいる）。

### 【8年度以降の活動（予定）】

7月13日（月）に区職員及び委託等事業者交流会を開催し、7年度の交流会後に実践した取組の報告会を実施する。また、下半期には地域別に分野を超えた地域支援者が集う会を開催し、地域での活動について具体的に検討していく。

### (3) 地域福祉コーディネーター（以下「地域福祉 Co」という。）による取組

#### ア 主な相談支援（アウトリーチによるニーズ把握（3月開催予定含む））

No.	実施拠点	実施頻度	概要
①	西荻みなみ	年 50 回 (毎週水曜日 午後 2～4 時)	地域福祉 Co による福祉なんでも相談を実施した。また、リンクワーカーと呼ばれるメンバーも同じ空間で区民の話聞き、必要に応じて情報提供をしたり、地域福祉 Co につないだりしている。
②	西荻地域 区民センター	年 11 回 (@1階ロビー)	福祉用具の展示や介護に関する相談、福祉作業所の展示・クッキー販売などと組み合わせて、福祉なんでも相談を実施した。
③	シャレール荻窪	年 11 回(第3火曜日@13棟集会所)	住民や近隣の事業所職員による相談受付(まちの保健室(ウェルカムデー))と併せて、地域福祉 Co による福祉なんでも相談を実施した。
④	セシオン杉並	年 12 回(@1階 談話コーナー)	就労継続支援 B 型の事業所によるデザートやパンの販売などと組み合わせて、福祉なんでも相談を実施した。
⑤	ゆうゆう館(梅里堀ノ内、高円寺東)	計年 4 回	ケア 24 による出張保健室や、ゆうゆう館による障害者や不登校の児童のアート展と組み合わせて、福祉なんでも相談を実施した。
⑥	みんなサロン	年 4 回	高円寺中央地区民協が奇数月(1月を除く)に開催しているサロンで、福祉なんでも相談を実施した。

#### イ 主な参加支援・地域づくりに向けた支援（3月開催予定含む）

No.	活動名等	協議回数及び場所	概要
①	居場所を考える会	年間 4 回(西荻地域区民センター)	周辺地域の誰にとっても心地良い居場所を考える会。「だれでも食堂」という活動を実施した。
②	ほっとする保健室	年間 11 回 (かがやき亭)	看護師、介護福祉士及び養護教諭の方々が、介護や終活などの相談に応じている。
③	大規模集合団地のプラットフォーム	年間 11 回 (シャレール荻窪)	まちの保健室・部活動・委員会という企画の提案や調整など、活動継続を支援している。
④	アート展	参加者人数：年間 約 50 人	ゆうゆう高円寺東館の、障害者や不登校の児童によるアート展の開催に向けた支援を実施した。

## 2 区が考える「包括的な支援体制の構築に向けて不足している取組」

(1) 重層的支援体制整備事業を実施し、どのような地域を実現していきたいか、また区民等とともに実施していくという発信

(2) 区民等による地域福祉活動の周知

上記「1(3)地域福祉 Co による個別支援、地域支援」にて例示した、区民主体の支え合い活動の周知

(3) 区民等による地域福祉活動との連携

ア 地域の集いの場等で顕在化した支援対象者と行政等関係機関がつながる取組・仕組み

イ 既存のサービスでは支援が困難な方への、社会参加に向けた支援に関する連携

(4) 社会福祉法人や民間企業などの地域貢献活動との連携

ノウハウ・アイデアの活用や担い手不足の解消に資する取組